

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	指定就学校の変更の承認		
根拠法令及び条項	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条		
所 管 部 課 名	教育委員会事務局 教育推進課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和 57 年教委規則第 2 号）	
	基 準	多治見市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則別表第 2 に定めるところによる。	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 26 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～5 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	協議機関 日（機関名 処分機関 5 日	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 26 日	最終変更年月日
備 考			